

令和 7 年度

入 学 者 選 拔 募 集 要 項



沖縄県立中部農林高等学校

〒904-2213 沖縄県うるま市字田場 1570 番地

TEL (098)973-3578

FAX (098)973-3357

沖縄県教育委員会の定める「令和7年度沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学選抜実施要項」に基づき以下の通り生徒を募集する。

1 募集定員

課 程	学 科	募集定員	備考
全日制	熱帯資源科	40	全学科で特色選抜を実施 (募集定員の30%)
	園芸科学科	40	
	食品科学科	40	
	造 園 科	40	
	福 祉 科	40	
定時制	農 業 科	40	

2 特色選抜

(1) 出願資格

中学校又はこれに準ずる学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下、「中学校等」という。）を募集年度の3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者のうち、次のア及びイに該当するもの

ア 沖縄県内の中学校等に籍をおく者

イ 志願先高等学校が定める「求める生徒像」及び「選抜において重視する観点」を理解し、志願先高等学校の特色選抜出願要件等を満たす者

(2) 実施学科 すべての学科

(3) 出願要件 高等学校長が定める。

次のアとイを満たしている者とする。ただし、定時制に限りイのみを満たしている者とする。

ア 基礎的な学力を有する生徒の評定平均（1年から3年までの全科目の評定平均）熱帯資源科（3.4以上）、園芸科学科（3.0以上）、食品科学科（3.6以上）、造園科（3.0以上）、福祉科（3.3以上）を受検対象とする。

ただし、アを満たしていなくても顕著な実績がある場合は、受検対象とする。

イ 3年間の評価に評定「1」がない者。

(4) 募集人員

全ての学科ともに募集定員の30%とする。

(5) 出願期間 出願期間については、教育長が別に定める。

令和7年2月3日（月）・2月4日（火）午前9時～午後4時

※出願書類は原則郵送とする。やむを得ず持参された場合でも、郵送と同様に受け取りのみとなる。

(6) 出願区域 志願者は、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号。以下「通学区域に関する規則」という。）により定められた通学区域の1校、1課程、1学科（普通科以外は、小学科とする。）、1コースに出願することができる。

(7) 出願手続

ア 志願者は、次の書類に入学考査料を添えて中学校等の校長に提出しなければならない。また、志願者は、沖縄県立学校入学選抜 Web 出願システム（以下、「Web 出願システム」という。）において、志願に必要な情報（以下、「志願情報」という。）を登録する。ただし、特色選抜のみの出願は認めない。

(ア) 特色選抜入学志願書	(特色第 1 号様式)	
(イ) 写真票	(特色第 3 号様式)	出願の日前 6 か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦 4.5 c m×横 3.5 c m程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
(ウ) 住民票謄本等		本校では必要ありません。
(エ) 確約及び証明書	(第 5 号様式)	ただし、次の a 及び b の者のみとする。 a 通学区域に関する規則第 2 条第 1 項ただし書の規定により同規則別表第 2 に掲げる地域から出願する者 b 沖縄本島、宮古島、石垣島又は久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者
(オ) 入学考査料等減免申請書	(第 10 号様式)	特色選抜に係る入学考査料については、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 11 号）に定める入学考査料等減免申請書を提出したときは、免除するものとする。

イ 中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 特色選抜入学志願書	(特色第 1 号様式)	(Web 出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者に限る。)
(イ) 特色選抜志願者名簿	(特色第 2 号様式)	(Web 出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者のみ記載する。)ただし、Web 出願システムで志願情報を登録した者については、Web 出願システムから出力される名簿を添えて提出するものとする。
(ウ) 写真票	(特色第 3 号様式)	
(エ) 調査書	(第 4 号様式)	
(オ) 住民票謄本等		
(カ) 確約及び証明書	(第 5 号様式)	(前記アの(エ)で提出のあった者に限る。)
(キ) 入学考査料等減免申請書	(第 10 号様式)	(前記アの(オ)で提出のあった者に限る。)

(8) 選抜の方法

ア 高等学校長は、選抜項目として定めた学力検査の成績、面接の結果、学校独自検査の成績、実技検査の成績等を基にして選抜を行う。ただし、学力検査の成績については、一般選抜の学力検査（各教科配点 60 点）のうち、思考力等を問う記述式問題以外の得点（各教科配点 50 点）を成績として取扱うものとする。

①学力検査（50 点満点×5 教科） 【250 点】

②調査書 【485 点】

・教科の評定（165 点）

国語・数学・理科・社会・英語 5 段階×3 年間、音楽・美術・保健体育・技術家庭の評価を 1.5 倍に換算して加算する。

・特別活動（100 点）

生徒会活動、学級活動、学校行事、生徒会役員、学級役員などリーダー的活動を 100 点満点で加算する

※校内外の活動を問わず 1 項目を加算対象とする（調査書の記載内容から判断する）

・部活動／資格取得等（120 点）

県大会出場、九州（全国）大会出場、その他顕著な活動を 120 点満点で加算する

※1 項目を加算対象とする（大会等の結果については、賞状など証明するものが必要となる）

ランク表

	(ア) 文化活動	(イ) スポーツ活動	(ウ) 社会活動	(エ) ボランティア活動	(オ) 資格取得等の活動
A	・県代表者 ・県レベルで最優秀賞・優秀賞・金賞	・県大会ベスト 4 以上 ・団体競技県選抜選手 ・県代表者	・継続的にいり県レベルで表彰された者	・継続的にいり県レベルで表彰された者	・英検・漢検・数検準 2 級以上 ・歴史検定 3 級 ・ニュース検定 2 級 ※高等学校レベル
B	・県レベルで優良賞・銀賞 ・地区で最優秀賞・優秀賞・金賞	・県大会ベスト 8 以上 ・地区大会ベスト 4 以上 ・団体競技地区選抜選手	・継続的にいり市町村レベルで表彰された者	・継続的にいり市町村レベルで表彰された者	・歴史検定準 3 級 ・ニュース検定準 2 級 ・英検・漢検・数検 3 級以上 ※中学校卒業程度
C	・県レベルで銅賞・入選など ・地区での銀賞・優良賞 ・3 年間部活を続けた者	・地区大会ベスト 8 ・3 年間部活を続けた者	・3 年間を通して活動した者	・3 年間を通して活動した者	・歴史検定 4 級 ・ニュース検定 3 級 ・柔道・剣道初段以上
D	・地区での銅賞・入選等	・地区大会出場	・年間を通して活動した者	・年間を通して活動した者	
E	実績において上記に該当しない活動	実績において上記に該当しない活動	実績において上記に該当しない活動	実績において上記に該当しない活動	実績において上記に該当しない活動

※ランク A は、特色選抜の出願要件にある顕著な実績の判断基準とする。

・勤怠状況（100 点）

3 年間の欠席の合計からランク付けし 100 点満点で加算する。

イ 学力検査以外の選抜項目（面接、学校独自検査、実技検査等）の実施時期等については、高等学校長が別に定める。

③面接【85 点】

・面接方法（個人面接） ・面接員の構成（1 組 2 名） ・所要時間（1 組 10 分程度）

・面接内容 志望理由/将来の進路希望/高校生活の抱負/中学校での活動状況/学科独自の質問、その他

・評価の観点 応答内容/態度/言葉遣い/服装・容儀 等

・面接日

日 時	令和7年2月19日（水）集合13：30 面接14：00～
集合場所	本校事務室前ビロティ13：30集合。なお、面接会場は当日、本校職員が指示する。
方 法	面接は本校の職員が複数で、提出された(ア) 特色選抜入学志願書（特色第1号様式）調査書（第4号様式）その他提出資料にて面接を実施する。

(9) 合格発表 合格発表については、教育長が別に定める。

(10) 入学手続 高等学校長が定めるものとする。

(11) 不合格者の取り扱い

特色選抜で不合格となった者は、「3 一般選抜」における入学者選抜を行う。

3 一般選抜

(1) 出願資格

ア 中学校等を募集年度の3月に卒業見込みの者

イ 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 募集定員 各学科とも募集定員40名から特色選抜の合格者を減じた数とする。

(3) 出願期間 出願期間については、教育長が別に定める。

令和7年2月3日（月）・2月4日（火）午前9時～午後4時

※出願書類は原則郵送とする。やむを得ず持参された場合でも、郵送と同様に受け取りのみとなる。

(4) 出願区域 志願者は、通学区域に関する規則により定められた通学区域の1校、1課程、1学科（普通科以外は、小学科とする。）、1コースに出願することができる。ただし、同一校における他の課程、他の学科に第二志望（コースの場合は第2希望）を出願することができる。

(5) 出願手続

ア 志願者は、次の書類に入学考査料を添えて中学校等の校長に提出しなければならない。また志願者は、Web 出願システムにおいて、志願情報を登録する。

(ア) 入学志願書	(第1号様式)	
(イ) 写真票	(第3号様式)	出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
(ウ) 住民票謄本等		本校では必要ありません。
(エ) 確約及び証明書	(第5号様式)	特色選抜と同じ
(オ) 入学考査料等減免申請書	(第10号様式)	連携型中高一貫教育に係る入学者選抜に出願している者は、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）に定める入学考査料等減免申請書を提出したときは、免除するものとする。
(カ) 健康診断書	(第12号様式)	ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。

イ 出身中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長が指定した期間内に一括して提出するものとする。ただし、入学考査料については、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜に出願している者を除く。

(ア) 入学志願書	(第 1 号様式)	(Web 出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者に限る。)
(イ) 入学志願者名簿	(第 2 号様式)	(Web 出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者のみ記載する。) ただし、Web 出願システムで志願情報を登録した者については、Web 出願システムから出力される名簿を添えて提出するものとする。
(ウ) 写真票	(第 3 号様式)	
(エ) 調査書	(第 4 号様式)	
(オ) 住民票謄本等		
(カ) 確約及び証明書	(第 5 号様式)	(前記アの(エ)で提出のあった者に限る。)
(ク) 健康診断書	(第 12 号様式)	(前記アの(カ)で提出のあった者に限る。)

ウ 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書	(第 1 号様式)
(イ) 志願先高等学校長が必要と認める書類	

エ 志願者が県外の中学校等の出身者で保護者が県外に居住している場合は、次の手続きによる。

- (ア) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住するときは、県外からの入学志願のための許可願(第 15 号様式)を募集年度の 1 月 20 日(その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日でない日)までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。
- (イ) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住しないときは、前記(ア)の許可願と共に県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書(誓約書)及び身元引受人の住民票(出願の日前 3 か月以内に発行されたもの)を提出しなければならない。
- (ウ) 前記(ア)の許可願、入学志願書(第 1 号様式)、調査書(第 4 号様式)及び志願先高等学校長が必要と認める書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。

(6) 志願変更及び手続

ア 志願変更

- (ア) 入学志願締切りの結果、一般選抜志願者数が募集定員を超えた学科に出願した者のうちで、出身中学校等の校長及び志願先高等学校長が適当と認めた者は、志願した高等学校、課程、学科又はコースの変更(以下「志願変更」という。)を行うことができる。
- (イ) 同一志願高等学校における課程、学科又はコースの変更も志願変更手続に準じて行うものとする。ただし、第二志望(コースの場合は、第 2 希望)の変更については、志願状況に関わらず、取消や追加も含めて志願変更ができる。
- (ウ) 志願変更の可能な人員は、一般選抜志願者数が募集定員を下回らない範囲内とする。
- (エ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程 志願変更の日程については、教育長が別に定める。

申 し 出 期 間	受 付 時 間
令和 7 年 2 月 7 日（金）～ 2 月 1 0 日（月）	午前 9 時から午後 4 時

ウ 志願変更する者は、志願変更願（第 6 号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校等の校長に提出すること。

エ 出身中学校等の校長は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先高等学校長にこれを提出し、志願先高等学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。この場合、入学検査料は返却しない。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 志願変更をする者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「一般選抜」の「(5) 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学検査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望（コースの場合は、第 2 希望）のみの変更については、志願先高等学校長に志願変更願（第 6 号様式）で申し出るだけでよい。

志願変更取り下げ・再出願	受 付 時 間
令和 7 年 2 月 1 7 日（月）～ 2 月 1 8 日（火）	午前 9 時から午後 4 時

(7) 選抜の方法

ア 高等学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。

イ 選抜委員会は、出身中学校等の校長から提出された調査書（第 4 号様式）、学力検査の成績及び面接等の結果を基にして選抜を行う。

ウ 選抜は、調査書（第 4 号様式）及び学力検査等の成績を資料として行い、調査書（第 4 号様式）と学力検査等の成績との比重は、原則として 5 対 5 とする。

(8) 学力検査

ア 学力検査の期日及び時間割

学力検査の期日及び時間割については、教育長が別に定める。

月日 時間	第 1 日目 3 月 4 日（火）	第 2 日目 3 月 5 日（水）
第 1 時限 10 : 00～10 : 50（50 分）	国 語	社 会
第 2 時限 11 : 15～12 : 05（50 分）	理 科	数 学
12 : 05～13 : 00	昼食	
第 3 時限 13 : 15～14 : 05（50 分）	英 語	面 接 13 : 10～

(1) 所持品の取り扱い

受験者は検査時間中、次の物を携行すること

HB以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可）、消しゴム（ケースは取り外す）、定規、コンパス（三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可）

(2) 受験者は検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

鉛筆キャップ、鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可）
時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの、キッチンタイマー、大型のものは不可。通信機能を持つウェアラブル端末等も不可）
眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

イ 検査時間及び配点

学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各60点とする。

ウ 検査の場所

(ア) 原則として一般選抜志願先高等学校とする。

期 日	集 合 時 間	集 合 場 所
令和7年3月4日（火）	午前8時50分～	本校体育館
令和7年3月5日（水）	午前9時00分～	普通教室棟（各検査場前で待機）

(イ) 通学区域が広域にわたる高等学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受験することができる。詳細は、「令和7年度沖縄県立学校入学者選抜実施要項」の「3項（8）ウのとおり」

エ 検査の実施

(ア) 高等学校長は、学力検査員を指名し、教育長が別に定める沖縄県立高等学校入学者選抜学力検査実施要領（以下「検査要領」という。）に基づいて学力検査を実施する。

(イ) 委託検査場にあつては、委託検査場の高等学校長が検査要領によって委託された志願者の学力検査を実施する。

(ウ) 出張検査場にあつては、教育長の派遣する学力検査員が出張検査場における検査要領に基づいて実施する。

(エ) 志願者の中に委託検査場又は出張検査場において受験する者のいる高等学校長は、委託・出張検査場受験者名簿（第7号様式）、面接票、その他必要書類を、委託検査場の場合は委託検査場の校長あてに、出張検査場の場合は教育長あてに送付しなければならない。

(オ) 委託検査場の校長は、検査終了後、答案、受験者名簿、面接票、その他必要書類を速やかに志願先高等学校長あてに送付すること。

(9) 面接等 面接等は、志願者全員について一般選抜志願先高等学校長の定めるところにより実施する。

(10) 合格発表 合格発表については、教育長が別に定める。

期 日	時 間	場 所
令和7年3月18日（火）	午前9時	本校事務室前ピロティ・ホームページ

特色選抜及び一般入学の合格者は、午前9時に本校事務室前ピロティ及びホームページにて受験番号を発表する。

合格者には、入学志願書を提出した中学校長を通して合格したことを通知する。

※当日に合格者オリエンテーションの資料を本校事務室前ピロティで配付します。変更がある場合は、学力検査終了後にお知らせいたします。

4 第2次募集

高等学校長は、合格者が募集定員に満たない学科・コースにおいて、第2次募集を行うものとする。

(1) 出願資格

- ア 全日制課程へ出願できる者は、学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者とする。
- イ 定時制課程へ出願できる者は、学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者及び「3一般選抜」の「(1) 出願資格」の各号のいずれかに該当する者で学力検査を受検しなかったものとする。

(2) 出願期間 出願期間については、教育長が別に定める。

- ア 第2次募集の出願期間は、令和7年3月19日（水）及び3月21日（金）の2日間とする。
郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先高等学校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。
- イ 受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ウ 高等学校長は、受付締切後、受付状況を令和7年3月21日（金）午後5時までに県教育庁県立学校教育課へメールで報告すること。

(3) 出願手続

- ア 一般選抜の学力検査を受検した者は次の手続による。
- (ア) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の1校、1課程、1学科（普通科以外は、小学科とする。）、1コースに出願することができる。この場合、同一校における他の課程、他の学科に第二志望（コースの場合は第2希望）を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等学校の同一学科・コースに出願することはできない。
- (イ) 志願者は、第2次募集を実施する高等学校に加えて、第2次募集を実施する県立特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースへ併願することができる。（ただし、出願は志願前相談を受けた者に限る。）出願手続については別に定める。
- (ウ) 志願者は次の書類に入学考査料を添えて出身中学校等の校長に提出しなければならない。この場合、入学考査料は減額する。
 - a 第2次募集入学志願書（第8号様式）
 - b 確約及び証明書（第5号様式） ただし、次の(a)及び(b)の者のみとする。
 - (a) 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者
 - (b) 沖縄本島、宮古島、石垣島若しくは久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者
 - c 入学考査料等減免申請書（第10号様式）
沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。
- (エ) 出身中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
 - a 第2次募集入学志願書（第8号様式）
 - b 第2次募集志願者名簿（第9号様式）
 - c 調査書（第4号様式）（一般選抜で提出したものと内容は同じもの）
 - d 確約及び証明書（第5号様式）（前記4の(3)のアの(ウ)のbで提出のあった者に限る。）
 - e 入学考査料等減免申請書（第10号様式）
- (オ) 志願先高等学校長は志願者が学力検査を受検した高等学校長に次の書類の提供を求める。
 - a 学力検査成績証明書（第14号様式）
 - b 写真票（第3号様式）
 - c 健康診断書（一般選抜で提出のあった者に限る。）
 - d その他の書類（自己申告書、県外からの入学志願のための許可願い、配慮願い等。一般選抜で

提出のあった者に限る。)

(カ) (オ)の出願書類等の提供を求められた高等学校長は、当該志願者に係る前記(オ)の書類を当該志願者の志願する第2次募集志願先高等学校の長へ送付する。

イ 定時制課程に出願する者のうち、学力検査を受検しなかったものは、「3 一般選抜」の「(5) 出願手続」に準ずる。

(4) 志願変更及び手続

ア 志願変更 志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、学科又はコースを変更（以下「2次志願変更」という。）することができる。

イ 2次志願変更の日程 2次志願変更の日程については、教育長が別に定める。

令和7年3月24日（月）午前9時から午後4時までとする。

ウ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願（第11号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校等の校長に提出すること。

エ 出身中学校等の校長は、所定の期間内に志願先高等学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類（同一志願高等学校における学科又はコースの変更にあつては、第2次募集入学志願書。4の(4)のエ及びオにおいて同じ。）の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料と入学考査料等減免申請書は返却しない。なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「4 第2次募集」の「(3) 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学考査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望（コースの場合は、第2希望）のみの変更については、志願先高等学校長に第2次募集志願変更願（第11号様式）で申し出るだけでよい。

(5) 選抜の方法

ア 全日制課程

選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第4号様式）、面接等の結果を資料として行う。

イ 定時制課程

(ア) 学力検査を受検した者については、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第4号様式）、面接等の結果を資料として行う。

(イ) 学力検査を受検しなかった者については、当該高等学校長の定めるところによって実施する学力検査の結果、調査書（第4号様式）、面接等の結果を資料として行う。

(ウ) 学力検査を受検しなかった者のうち、過年度卒業者については志願先高等学校長の定めるところにより学力検査を免除することができる。

(6) 学力検査成績証明書の取扱い

学力検査成績証明書（第14号様式）については、一般選抜の学力検査（各教科配点60点）のうち、思考力等を問う記述式問題以外の得点（各教科配点50点）を記載するものとする。

(7) 検査の実施

ア 日 時：令和7年3月26日（水）午前9時30分集合 午前10時開始

定時制課程志願者で学力検査を受検しなかった者については、同日学力検査等を実施する。

イ 場 所：本校（集合は本校事務室前ピロティ）

(8) 合格発表 合格発表については、教育長が別に定める。

ア 令和7年3月28日（金）午前9時に本校事務室前ピロティ及びホームページにて受検番号を発表する。

イ 高等学校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校等の校長を通じて合格したことを通知する。

5 特別募集

定時制課程において、高等学校長は、特別に募集を行うことができる。

- (1) 出願資格 出願できる者は、勤労者等で満 20 歳（募集年度の 3 月 31 日現在）以上の者とする。
- (2) 出願期間 出願期間については、教育長が別に定める。
 - ア 出願期間は、令和 7 年 2 月 3 日（月）及び 2 月 4 日（火）の 2 日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先高等学校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。
 - イ 受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
 - ウ 高等学校長は、受付締切り後、受付状況を令和 7 年 2 月 4 日（火）午後 5 時までに県教育庁県立学校教育課へメールで報告すること。
- (3) 出願手続 出願手続については、「3 一般選抜」の「(5) 出願手続」に準ずる。
- (4) 選抜の方法 選抜は、作文及び面接の結果と出身中学校等から送付された調査書その他必要な書類に基づいて行なう。
- (5) 検査期日 検査期日については、教育長が別に定める。
 - 検査期日 令和 7 年 3 月 5 日（水）とする。
 - 集合時間 11 時、学力検査 11 時 15 分～12 時 5 分、面接 13 時 10 分～
- (6) 合格発表 合格発表については、教育長が別に定める。
 - ア 令和 7 年 3 月 18 日（火）午前 9 時に本校事務室前プロティ及びホームページにて受検番号を発表する。
 - イ 高等学校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校等の校長を通じて合格したことを通知する。

6 調査書

- (1) 中学校等に、校長を委員長とする調査書委員会を置く。
- (2) 調査書（第 4 号様式）の作成方法は、教育長が別に定める。
- (3) 高等学校長は、出身中学校等の校長の提出した調査書（第 4 号様式）に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求めることができる。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

調査書の作成方法

- (1) 「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。ただし、Web 出願システムを利用して出願した者を除く。
- (2) ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。
- (3) 記入事項のない欄には斜線を引く。
- (4) 「① 各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。
 - ア 「観点別学習状況」の欄は 1 年～3 年の各学年について十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。
 - イ 「評定」の欄は、絶対評価による 5 段階の目標に準拠した評価で記入する。
 - ウ 「総合的な学習の時間の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- (5) 「② 特別活動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- (6) 「③ 行動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- (7) 「④ 総合所見」の欄は指導要録に基づいて記入する。なお、特技、資格（例 英語検定、珠算、書道、柔剣道等の級、段位を具体的に記入する。）についても、この欄に記入する。
- (8) 「⑤ 出欠の記録」の欄は次のように記入する。
 - ア 1 年及び 2 年は指導要録に記入されたものを転記する。
 - イ 3 年は令和 6 年 12 月 28 日現在で記入する。

ウ 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、() 内に内数として記入する。

エ 備考欄は、欠席の正当な理由のあるものについて、その数値を記入し、その数が 10 日以上の場合は、理由もあわせて特記する。(ただし、病欠については回数のみ) また、前記ウで相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。

(9) 「⑥ 健康所見」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。高等学校の就学に支障があると思われる疾病又は異常のある者については、募集年度の 4 月以降に診断した結果を記入し、健康診断書を添付する。過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和 7 年 1 月以降に行った健康診断書(第 12 号様式)を添付する。(病院、診療所又は保健所が発行したもの。)

(10) 令和 5 年度以前に卒業した者の調査書については、指定された様式で作成すること

7 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

(1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。

(2) 志願者のうち、帰国子女等について、県立高等学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式 2) を中学校等の校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。手続の詳細については、別に定める。

(3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

8 不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い

(1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書(第 13 号様式)を中学校等の校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。自己申告書(第 13 号様式)の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校名、本人氏名を記入すること。

(2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えるものとする。

9 障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い

(1) 障害等のある生徒の県立高等学校受検の配慮については、「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式 1) に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書もしくは、身体障害者手帳等の写しを中学校等の校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。手続の詳細については、別に定める。

(2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

10 その他

(1) 高等学校長は、この要項に基づいて募集要項を作成し、募集年度の 10 月末日までに県教育委員会に送付し、学校ホームページに掲載する。

(2) 中学校等の校長は、進学した者について、学校教育法施行規則第 24 条第 1 項に規定する中学校生徒指導要録の抄本又は写し、学校保健安全法施行規則(昭和 33 年文部省令第 18 号)第 8 条第 1 項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票並びにキャリアパスポート(小 6-6「18 歳の私へ～小学校 1 年から小学校 6 年までの 6 年間～」および中 3-5「18 歳の私へ～中学校 3 年間の振り返りとこれから～」)を募集年度の 3 月末日までに高等学校長に提出する。

(3) 出願書類等に記載された個人情報については、沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則及び沖縄県情報公開条例に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。

(4) この要項に定めるもののほか、入学選抜の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

11 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむ

を得ない事由により、学力検査等（以下、「本検査」という。）の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

(1) 検査の場所 一般選抜志願先高等学校

(2) 申し出等の日程及び手続

ア 申し出期間は、令和7年3月4日（火）及び3月5日（水）の2日間とする。

イ 受付時間は、令和7年3月4日（火）午前9時から午後4時、令和7年3月5日（水）午前9時から正午までとする。

ウ 追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受検希望届」（追検第1号様式）に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、一般選抜志願先高等学校へ提出すること。

エ 高等学校長は、受付締切り後、受付状況を令和7年3月5日（水）午後5時までに、県教育庁県立学校教育課へメールで報告すること。

(3) 追検査の期日及び時間割等

時間 \ 月日	3月10日（月）
第1時限 （9：00～9：50）	国語
第2時限 （10：05～10：55）	理科
第3時限 （11：10～12：00） （12：00～13：45）	英語 昼食
第4時限 （13：00～13：50）	社会
第5時限 （14：05～14：55）	数学

(4) 所持品の取扱い

「2 一般選抜」の「(4) 所持品の取扱い」に同じ。

(5) 合格発表

「2 一般選抜」の「(5) 合格発表」に同じ。

12 受検心得

(1) 学力検査・面接の期日及び集合時間

令和7年3月4日（火）午前8時50分～9時10分（本校体育館）

令和7年3月5日（水）午前9時00分～9時30分（本校普通科教室棟）

※特別募集の受検生は、3月5日（水）の午前11時までに本校事務室前に集合すること。

(2) 検査当日

ア 志願者は、名札を左胸につけること。

イ 中学校は予め受検者へ受検番号の周知徹底を図ること。

ウ 本校周辺には食堂が少ないので、受検生は両日とも弁当を持参のこと。

(3) 学力検査についての注意事項

ア 受検生は、各人の受検番号を確認しておくこと。

イ 受検場（教室）は、3月3日（月）午後4時～午後5時の間に確認しておくことが望ましい。

ウ 受検場には、次の筆記用具以外は持ち込まないこと。

HB以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可）、消しゴム（ケースは取り外す）、定規、コンパス（三角定規は可、分度器及び分度

器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可)

鉛筆キャップ、鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。)、時計(ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアラブル端末等も不可。)、眼鏡、ハンカチ(無地のタオルを含む)、目薬、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したの)

※筆箱やペンケース、携帯電話、スマートウォッチ等は検査場には持ち込めません。(携帯電話は必ず電源を切っておくこと)持ち込めない物品を発見した場合は、試験監督が預かります。
エ 受検の際は、すべて監督者の指示に従うこと。顔写真確認時のマスク等の着脱は監督の指示に従う。

オ 監督者の「始め」、「やめ」の合図を十分に守ること。

カ 早くできても、「終わり」の合図があるまでは離席しないこと。

キ 問題の解答は、注意事項や問いをしっかりと読んでから始めること。

ク 書き損じた場合は、消しゴムでしっかり消してから、それぞれの欄にはっきりと書くこと。

ケ 検査中は、質問を許さない。ただし、印刷に不明瞭なものがある場合は、無言で挙手する。

コ 検査中にトイレに行きたくなった時、又は健康状態に異常が生じた場合は、無言で挙手する。

(4) 面接についての注意事項

ア 控え室では、各自の順番が来るまで静かに待機すること。

イ 自分の番が来たら、各自の持ち物は全部持って面接会場に移動すること。面接後は控え室に戻れません。

(5) 合格発表

令和7年3月18日(火) 午前9時に本校事務室前ピロティにて掲示する。同時に、ホームページにて掲載する。

合格者には入学に関する書類の配布があるほか、制服の注文案内や実習服・体育着・シューズ等の注文・採寸があります。必ず来校するようお知らせください。

※当日に合格者オリエンテーションの資料を事務室前ピロティで配付します。変更がある場合は、学力検査終了後にお知らせいたします。

13 合格者オリエンテーション

(1) 全日制課程 : 令和7年3月31日(月) 午前10時 本校体育館

(2) 定時制課程 : 令和7年3月31日(月) 午前11時 情報棟2F定時制課題研究室

保護者同伴で参加のこと(成年者は除く)。現中学生は、学校の制服を着用して下さい。筆記用具持参。

※変更がある場合は、オリエンテーション資料配布時及びホームページでお知らせします。